

論文

塘沽停戦協定成立以降における陸軍の「偽装親日論」と外務省の対中政策

金子 貴 純

はじめに

(一) 対中外交における「静観主義」と「一挙解決主義」

一九三三(昭和八)年五月三十一日の塘沽停戦協定の成立により、柳条湖事件勃発以降、断続的に続いていた日中間の戦闘状態にひとまず終止符が打たれた。停戦により、満洲をめぐる一連の危機の主役であり続けてきた関東軍が軍事行動をいったん終息させたとはいえ、日中関係は事実上の国交断絶状態にあった。停戦後の日本外交は、この極めて困難な状況をスタート地点としなければならなかったのである。日本外務省に課せられたのは、危機に瀕する両国の国家間関係をマネジメントするという難題であった。それは満洲事変の結果、著しく陰悪となった日中関係のさらなる悪化をくい止めながら、平時の状態への回帰を目指すという、いわば「危機管理外交」とでも呼ぶべきものであった。

ところが、停戦以降における日本の対中外交の進路には、二とおり
の途があったように思われる。第一の路線は、中国との間に政治協定

等の国家間条約を締結し諸懸案を一挙に解決することで、戦時に近い状態を正式に解消する方策である。実際に、停戦の直後から政治協定の締結をめぐる風聞が日中双方で広まっていた経緯もあった。⁽¹⁾塘沽停戦協定はあくまで暫定的な軍事協定にすぎず、日中間の諸懸案の完全な解決には、恒久的な効力をもつ政治協定が必要と認識されていたからである。満洲事変を主導した張本人である石原莞爾は、後にこう回想している。

塘沽停戦協定によって、日支全面戦争に至らずに、局地解決に導きえたことは一応の成功であった。しかし、さらに外交交渉を進めて、蔣介石をして排日停止、共同防共、満洲国承認、少なくとも黙認まで約さるべきであった。満洲事変の終末指導をいかにげんにしたことは、将来支那事変にまで進展させた一つの素因であった。⁽²⁾

しかしながら停戦後の日本外交は、石原に代表される「一挙解決主義」とでも呼ぶべき途を選択しなかった。政治協定等の締結による諸懸案の一挙解決に、中国側が応じる可能性は極めて乏しいと外務省が

判断していたからである。つまり、事実上敗戦国として過酷な停戦条件を受け容れた中国にとり、この上政治協定の締結を強いられることは譲歩の限界点を超えるものであり、再び両国が戦火を交える事態に陥るおそれがあると判断したのである。

こうした情勢判断に立つ外務省が選択したのはもうひとつの途、すなわち、対中「静観主義」をもって、危機的現状に臨む方針であった。つまり、政治協定の締結による諸懸案の一挙解決をしばらく控え、当面の間は事態を静観して危機の鎮静化を待ちながら、準戦時状態にあった日中関係をマネジメントする方針である。外務省は、両国関係の改善を目指すというよりは、さらなる悪化を防止することに重点を置く外交を展開していったのである。⁽³⁾

ただし注意すべきは、外務省は、静観主義に立つとはいえ一切の外交的措置を控えたわけでもなければ、中国側の自主的措置に委ねていたわけでも断じてなかったことである。それどころか、排日活動や対日関税率の引き上げなど、蒋介石政権の政策が日本側の世論を硬化させかねない内容を含む場合は、執拗かつ厳格に是正や撤回を要求しつづけた。要するに、外務省の静観主義の論理とは、諸懸案の一挙解決の回避を基本方針にすると同時に、世論の硬化を招きかねない中国側の動向を厳しくチェックすることを通じて、危機的状況を慎重にマネジメントするものだったである。⁽⁴⁾

ここで確認しておく必要があるのは、なぜ外務省が世論の硬化をここまで恐れたのかという問いである。停戦後の外務省が、日中間に横

たわる諸懸案の一挙解決の回避を重視していた経緯は先に述べたとおりである。その外務省の観点に立てば、対中世論の硬化とはまさにその解決を外務省に求める圧力の強化に他ならない。いわば、満洲事変前のように、満蒙諸懸案の解決を求める世論の高揚が、事変勃発以降の軍部に対する圧倒的な支持に直結していった既往の経緯の再来は、外務省にとって絶対避けねばならない事態だったのである。

こういった状況の招来を回避するためには、日本側の意向を蒋介石政権に適確に伝え、かつその意思決定に一定程度影響を及ぼしうる存在が不可欠であった。こうした機能が期待される南京の対日窓口は、主に国民政府外交部とその首班たる汪兆銘であった。外務省にとって、汪兆銘の存在は次のとおりきわめて重要な意味をもっていたと思われる。

それは危機的状況が続く中で、実権者たる蒋介石に直接日本側の要望事項の受容を迫るのはリスクがあり過ぎることである。万が一蔣の拒否に直面した場合に、もはや他に打つ手がなくなり、思わぬ紛糾をもたらしかねないからである。外務省にとって、こうした事態は外交の失敗に他ならず、場合によっては戦争以外の解決手段の喪失を意味するものであった。だからこそ、日本と蒋介石との間に立ち、双方の利害の調整を図るという、いわば「緩衝機関」とでもいうべき存在が必要だったのである。

その「緩衝機関」に求められる重要な役割は、蒋介石の意のままに動くのではなく、日本側の意向をふまえた上で、蔣の意思決定に影響

を及ぼすことであつた。そしてこうした役割を果たせるのは、蒋介石が一目を置き、その存在感を見捨てない者でなければならなかつた。最終的に「蔣汪合作」に応じたとはいえ、長きにわたる蒋介石との対立関係を経て上には、国民政府内に一定の勢力を保持する汪兆銘は、蔣が意思決定をするにあたり無視できない存在であつたといふべきである。

他方で、外務省にはこうした汪兆銘に代表される「知日派」の立場を巧みに利用していた側面があつたように思われる。つまり、主流派とはいえない汪兆銘およびその周辺の「知日派」にとり、対日外交の紛糾は、国民政府内におけるその存在意義の喪失につながりかねないものであつたといふよう。それゆゑ外務省としては、そういった事態を招きかねない排日活動等に関し、汪であれば日本側の要望を容れ適切な対策を講じることが期待できたのである。

「知日派」に期待されたもう一つの役割は、蒋介石が「抗日」に傾くのを防ぐことにもあつたように思われる。停戦直後の段階で、蒋介石が全面的な「親日」に転換することは望みえないと外務省も認識していたであらう。そのため外務省がとりうる方策は、せいぜい蔣が「抗日」に向かわないよう、「知日派」を通じて注意喚起する程度であつた。「知日派」を介した前述の種々の申し入れは、「抗日」に向かうことの不利益を蔣に強く印象づける目的を併せて有していたといふべきである。

後で述べるように、華北で対日窓口の役割をつとめていた黄郛や何

応欽といった「知日派」に関しても、外務省は汪と同様の機能を期待していたといえる。外務省の「危機管理外交」にとつて、南京と華北の双方にこうした「知日派」が存在することは重要な意味をもっていたのである。

（二）陸軍の「偽装親日論」とは

本稿のキーコンセプトである「偽装親日論」とは、停戦成立以降、主に陸軍から主張された議論である。その含意は、「一面抵抗、一面交渉」戦略にもとづく蒋介石政権の対日妥協姿勢を「偽装」と断じ、その裏面に隠蔽されているとする「抗日」姿勢を糾弾するものである。当時の新聞や書籍にもこのフレーズが散見されることから、昭和戦前期には比較的広く使用されていたものと思われる。

注意すべきなのは、「偽装親日論」が単にスローガンとして唱えられたのではなく、実際の政策の基底をなすものであつた経緯である。梅津何応欽協定の締結につながる一連の工作（以下「華北事件」）⁶は、蒋介石政権の「偽装親日」姿勢の打倒を主要な目的として断行されたのである。

後で詳述するものの、ここでもう一点指摘しておきたいのは、「偽装親日論」が蔣政権を批判する論拠であつたと同時に、外務省も批判の対象に含めていたことである。要するに「偽装親日論」は、蔣政権と外務省の双方に対する批判をその論理として内包していたのである。

なお、本稿の引用史料の中には、「二重政策」や「表裏二種外交」、

「欺騙外交」などの表現がみられるが、いずれも「偽装親日論」を換言したもので同義の用語であると解釈して議論を展開する。

(三) 先行研究と目的の提示

停戦以降の日中関係にはこれまでに多くの研究者の関心がはらわれてきた。日本側史料を用いた実証研究を嚆矢として、近年では新たに公開された中国側史料に依拠した業績により、研究精度は飛躍的に向上している。⁽⁷⁾

また当該時期を対象とする研究が、外務省と陸軍の関係を考察の主要テーマの一つとしているのも大きな特徴である。この研究群の代表的な視角は、①外務・陸軍両者の提携関係をめぐる国内政治過程の観点と、②陸軍の派閥対立がもたらす政治力学の変動の観点から、外交政策との連関を分析するものである。⁽⁸⁾

こうした業績をふまえ本稿は、日中間に横たわる諸懸案の解決方法をめぐる外務省と陸軍の提携と対抗の関係を視角として設定する。従来とは異なるこの視角にもとづき、「偽装親日論」を基底に形成された陸軍の対中政策の論理を、外務省の静観主義の論理と連関させながら分析し、その帰結を提示するとともに、日本外交史研究上における意義の考察を目的とするものである。

以上の分析によって明らかにされるのは、次の帰結とその意義である。華北事件収束までの間にくり広げられた、陸軍内各主体と外務省の諸懸案の解決方法をめぐる認識の相互連関の過程は、「地方的解決」

による事件の收拾を外務省に強くうながす方向に作用した。そしてその帰結は、黄郛や何応欽の退場、すなわち華北の対日窓口の消滅という、外務省にとっては意図せざる結果をまねいた。

華北の対日窓口の撤廃は一方で、現地軍の圧力を回避して外務省を相手とした通常の外交ルートによる交渉へと誘導するという、蔣政権の巧みな方策であった。が、本来であれば悲願であるはずの日中間の外交ルートの正常化は、静観主義にたつ外務省に深刻なジレンマを抱えさせるものであった。すなわち、蔣政権を相手とする諸懸案の一挙解決の回避を方針とする外務省にとり、南京との直接交渉の開始につながりかねない外交ルートの正常化は、その静観主義を揺るがす事態の招来を意味していたのである。外務省が静観主義を保持するために「地方的解決」を追求した経緯は、諸懸案の一挙解決にむけた蒋介石政権との直接対決へと向かう潮流を強化するという、皮肉ともいえる結末をもたらしたのである。

一 停戦以降における日中関係の構図

本章では、停戦以降における陸軍の動静と蒋介石政権の対日姿勢を概観し、当時の日中関係の構図を大まかにスケッチしておきたい。まず確認すべきは、この時期の陸軍の対中政策である。

近年の先行研究ではこの点に関して、陸軍内派閥の対立関係や政策決定の経緯をめぐり異なる解釈が提示されている。ただ、停戦以後の

陸軍が満洲国の安定化を第一義とし、中国に対しては抑制的、漸進的な姿勢でのぞむ意向であったとする点においては、大きく相違するものではないように思われる。⁽⁹⁾

また外陸海三省連絡会議で随時意思疎通を図るなど、陸軍は外務省との連携にも前向きな姿勢をみせていたとも指摘されている。⁽¹⁰⁾

要するに停戦以降の陸軍は、中国に対する抑制的な姿勢をとりながら、現地において善後措置を講ずることで満洲国と華北をめぐる事態の安定化を図る意向であったといえる。⁽¹¹⁾つまりこの段階では、外務省と陸軍の関係は少なくとも表面的には齟齬をきたすものではなかったのである。

一方で中国側の動向はいかなるものであったのだろうか。停戦成立直後、国民政府は「救国大計」を策定していた。この大計では、「安内攘外」実現のため、日本との間の緊張状態を緩和する必要があるとの判断のもと、日本を刺激しかねない言動を当面控えることが定められた。⁽¹²⁾いわゆる「一面抵抗、一面交渉」戦略にもとづく対日妥協政策である。そして、対日窓口として「一面交渉」の側面を担うのは、「知日派」汪兆銘を首班とする外交部であった（三三年一月に羅文幹と交代）。汪兆銘は、抗日と「剿匪」を実現するための手段として、「一面交渉」による一時的な対日妥協姿勢を志向したのであり、これは蒋介石の「安内攘外」政策と補完的な関係に立つものであった。⁽¹³⁾

他方で、華北には停戦前後の時期に、対日窓口として「知日派」を首班とする駐平政務整理委員会（以下「政整会」、委員長＝黄郛）と

軍事委員会北平分会（以下「軍事分会」、委員長＝何応欽）が設置されていた。政整会は、河北、山東、山西、察哈爾および綏遠の五省と北平、青島の二市にわたる、後の冀察政務委員会と比較しても極めて広範な地域を管轄していた。⁽¹⁴⁾

以上から明らかなように、停戦以降の日中両国は、南京と華北の「知日派」を介して交渉を進めていく構図となっていたのである。⁽¹⁵⁾この構図は、満洲事変以降、日中間に戦闘の生じなかった唯一の年といわれる三四年をへて、三五年前半期まで続いていくが、主に現地軍の活動再開を機に変動・崩壊・再構築へと向かっていく。そして、その行動の基底をなしていた論理が、「偽装親日論」であったのである。以下、章を改めてその内容と論理とを考察する。

二 「偽装親日論」の論理

蒋介石政権が停戦以降、日本に対して妥協的な姿勢を示していたことは前述のとおりだが、陸軍内からは、比較的早い時期からこれに懐疑的な声が上がられていた。たとえば、磯谷廉介（参謀本部第二部長）が三四年初頭に、中国の対日姿勢は「表面上」緩和の様相を呈しているのみであり、これは将来における「徹底的抗日政策の準備であり、嵐の前の静けさである」と記していたのに加え、楠本実隆（参謀本部支那班長）は、より直截的にこう断じていた。すなわち、中国の妥協姿勢は「欺瞞策」である、と。⁽¹⁶⁾

蔣政権の「表面上」の対日妥協姿勢を「欺瞞策」と断定し、「徹底的抗日政策」にはいささかの变化もないとの観測、これが「偽装親日論」の柱をなす論理だったのである。現地軍からも同様の主張がなされていた経緯に鑑みると、この論は陸軍内で広く共有されていたといえる。⁽¹⁸⁾ それでは、なぜ陸軍は蔣政権の妥協姿勢を偽装と断じるに至ったのであろうか。この問いに答えるために、以下、「偽装親日論」が声高に叫ばれ始めた三五年初頭から分析を開始する。

(一) 中国の対日外交に対する批判の論理

三五年初頭は、広田弘毅外相の議会演説を皮切りに、蒋介石及び汪兆銘による親日的声明や排日停止命令が発出された経緯から、滿洲事変以降、日中関係が最も友好的な雰囲気包まれていた時期とされる。⁽¹⁹⁾ こうしたムードの中、外務省が五月に駐華公使館の大使館への昇格を主導したものの、事前に陸軍側の了解をとっていなかったため、両省間に禍根を残す結果となった経緯はよく知られている。⁽²⁰⁾

陸軍による「偽装親日論」の主張は、日中友好ムードの高まりに比例するように激化していった。⁽²¹⁾ とくに現地からは、蔣政権を排撃する発言が相ついでなされていた。⁽²²⁾ 外務省の静観主義と調和的な停戦直後における空気は変わりつつあったのである。

こうした見解は、単に議論の組上に載せられただけではなかった。実際に、関東軍では具体的な政策項目として盛り込まれていたのである。三月三〇日に策定された「関東軍対支政策」では、次のように述べ

べられている。「支那政府ノ今次対日態度ノ変更ハ支那經濟界ノ衰微特ニ浙江財閥ノ窮乏ソノ極ニ達シタルニ基クコト」は明らかであり、英米等の援助により事態が好転した場合、「旧態度ニ復帰スルコトナキヤハ支那民族性国民党ノ歴史ニ徴シ甚ダ疑ナキ能ワズ」と。⁽²³⁾ 対日妥協姿勢は窮余の一策に過ぎないと断定していたのである。

参謀本部作成の『支那時局報』に依拠すると、陸軍が「偽装親日論」に立脚した根拠はおおむね次の四点に集約される。⁽²⁴⁾

第一に、英国による対中借款をめぐる動向と蒋介石政権内欧米派の台頭である。前者については三四年末、蔣政権はイギリスに二千万ポンドにおよぶ借款の申し入れを行っていた。交渉は失敗に終わったものの、イギリスは、これを機に日米仏三国に対中共同借款の実施を提議するに至った。この構想は結局、日本の消極姿勢により実現しなかったものの、対日妥協姿勢をとっていたはずの蔣政権が英国との連携を模索している経緯が明らかとなり、日本側の疑念を深める結果となった。⁽²⁵⁾

他方、欧米派の台頭の経緯は次のとおりである。三五年三月に「親欧派」たる宋子文・孔祥熙が、一億元金融公債条例の施行を通じて中国銀行の政府持株の増加を図り、「非欧米派」である張公権を総裁の座から追放し、事実上、同銀行を宋の支配下においた。金融公債の発行にあたり、英国系銀行をつうじてイギリスに援助を求めた事実もあったとされる。「日支提携ノ問題」を「喧伝」して親日を偽装している間に、「親英派ニシテ反日派」たる宋一派が台頭した事実は、陸軍にとつ

ては「奇々怪々」なものでしかなかったのである。⁽²⁶⁾

以上をふまえ、陸軍は次のように結論を下した。すなわち、蒋介石政権が「日支提携ヲ叫ビ」ながら、裏面でイギリスの援助を模索するなど、中国の「表裏二種外交」、「欺騙外交」に、「今更日本朝野力驚クコト既ニ迂闊千万ナリ迷夢以テ醒ムヘキナリ」と。⁽²⁷⁾

第二の根拠は、広東・広西両省を基盤として反蒋介石勢力と目されていた西南派をめぐる日中間の思惑と関係している。陸軍によれば、蔣政権の対日妥協姿勢は、日本が「西南其他ノ反蔣団体ヲ援助シアリ」と信じるがゆえに、「日本ノ対蔣圧迫、対西南援助ヲ排除センコトヲ企図」したものであり、それはあたかも「対日経済提携説ヲ流布シツツ実ハ英米トノ経済合作ヲ誘致シタルト同断」なのであった。つまり、日本が西南派を援助して、その反南京姿勢を慫慂しているとの疑念を抱いているがゆえに、蔣政権は対日妥協姿勢を偽装することで日本を南京に振り向かせ、西南との連携を切断する意図を有しているとされたのである。以上の判断から、陸軍は「蔣、汪政権ノ日支提携」は、「動機ニ於テ不純」なものであると断じたのである。⁽²⁸⁾

第三に、共産党討伐および地方軍閥平定事業の頓挫があげられる。「共産軍討伐ハ勿論、……地方軍閥ノ解決企図モ一大頓挫ヲ招来スルニ至リタルカ如シ」との情勢判断にもつき、陸軍は今後の行方をことう予測した。すなわち、国民政府と「各地方軍閥トノ抗争、紛糾ハ益々激化スルモノト観セラル」と。⁽²⁹⁾ 国内の紛糾に直面している蔣政権にとって、日本の圧力に同時に対処することは不可能であるため、親日

を装うことでその圧迫を回避する必要性に迫られていると判断したのである。

そして最後の論拠は、停戦以降もやむことのない排日活動である。三五年一月以降の華北における排日活動の事例を詳細に列挙した上で、陸軍は次のように訴えたのである。「南京政府カ表ニ日支提携ヲ唱ヘ乍ラ裏ニ枚挙ニ遑アラサル排日的事実カ続出スルノ事実」は、「帝国ノ対支態度決定上看過スヘカラサルコトニ属ス」。⁽³⁰⁾

以上のように、陸軍は、英国との連携模索の経緯や南京と西南派との競合関係、対中共・地方軍閥平定事業の頓挫、そして排日活動の実態を総合的に斟酌した結果、蒋介石政権の対日妥協姿勢は偽装であると断定したのである。

（二）外務省批判の論理

こうした「偽装親日論」を主唱する陸軍にとって、外務省が大使館昇格を実現させたことは、まさに蔣政権の「偽装親日」に乗ぜられたものとし映らなかった。昇格実施後の中国言論界の論調を詳細に分析した上で、陸軍は次のように論断した。すなわち、中国側は昇格を「無用ノ虚礼」とし、「満洲国ノ奪回」や「日本軍部ノ排撃」、さらに「不平等条約ノ撤廃」まで主張するなど、「得隲望蜀ノ根性」を遺憾なく發揮している、と。陸軍の判断では、大使館昇格は中国の「対日軽侮」と「対日硬化」を誘致したにすぎないものだったのである。⁽³¹⁾

では批判の対象とされた外務省は、実際に中国側の策動に眩惑され、

日中関係の改善へと前のめりになっていたのだろうか。結論だけを先取りすると、そうではなかったのである。この時期に至っても、外務省は従来の対中静観主義を堅持していた。つまり、諸懸案の一挙解決を依然として回避する一方、汪兆銘ら「知日派」を通じて排日停止要求等の申し入れをすることで、蔣政権が「抗日」に傾かないよう注意喚起に努めていたのである。⁽³²⁾重光葵次官が「実は外務省も心から本当に支那が親日になったとは思ってゐない」と語っていたように、⁽³³⁾外務省は事態を冷静に観察していた。大使館昇格の挙に出たのは、実質的成果の伴わない静観主義への批判をかわすために、諸懸案の一挙解決には踏みこまない程度において、何らかの実績を誇示する必要に迫られていたためであったと思われる。

他方で華北に目を転ずると、黄郛や何応欽といった「知日派」が存在していたことは、情勢の安定化を最優先にする外務省にとり望ましい事態であったように思われる。満洲事変を経てもなお、陸軍が敵視する旧張学良系勢力が華北に残存し、政整会や軍事分会で一定の影響力を保持していたことは、新たな衝突の火種となりかねないものであったからである。したがって、「抗日ノ無益ナルヲ理解シ努メテ日支関係ヲ荒ラゲサルコトヲ以テ根本方針トナシツツ時局ノ安定ニ努力」する黄郛や何応欽の存在は、⁽³⁴⁾旧張学良系勢力を抑制する上で歓迎すべきことであつた。この観点からすると、旧張学良系に限らず南京中央と対立関係を生じうる主体が華北に出現することも好ましくなかったといえる。⁽³⁵⁾

加えて、外務省が汪兆銘と同様に「緩衝機関」とでもいふべき役割を両者に期待した点にも留意すべきである。蒋介石と直結する「知日派」の黄郛・何応欽であれば、日本と南京の間に立ち日本側の要望事項を適確に南京に伝達するとともに、蔣政権の意思決定に影響力行使することが期待できるからである。易幟以降も一定程度の独立性を維持し、自家勢力の維持・拡大を図るために日本と南京の間を巧みにくぐり抜けた旧張学良政権よりは、「緩衝機関」としての機能が期待できる黄郛・何応欽体制は望ましいものであったといえる。

しかるにここで留意する必要があるのは、陸軍からの批判の一部は、まさに外務省のこうした認識を対象としていたことである。上海大使館附武官に転じていた磯谷は、外務省の桑島主計東亜局長に直接こう苦言を呈していた。「日本朝野カ認メテ南京政府ト考ヘアル要人ハ政府実権者カ設ケタル対日防護ノ緩衝機関」に過ぎない。⁽³⁶⁾磯谷の批判の本質は、別の書簡につづられた次の一節に明確に表現されている。すなわち、「南京政権者ノ実体ハ勿論蔣介石」に帰属する以上、「汪精エ初メ所謂親日派と称セラルル手合」の実態は、蒋介石の「傀儡」である、と。⁽³⁷⁾

磯谷が汪兆銘らを「傀儡」であると強調した論拠は、次の二つの柱から構成されていたように思われる。一つ目は、これまで論じてきた「偽装親日論」と密接な関連がある。すなわち、汪兆銘や黄郛・何応欽といった存在は、「実権者」たる蒋介石が自身の反日姿勢を隠匿し、あるいは日本の圧力を回避するための「傀儡機関」であり、親日を偽

装するための装置であるという点である。

もう一つは、汪・黄らが実権を伴わない「傀儡機関」にすぎない以上、これを相手として折衝を続けても根本的な諸懸案の解決にはつながらないという認識である。先にみた桑島宛書簡において、磯谷は、「傀儡機関」を相手にするばかりで諸懸案の解決が遅々として進まない現状に、次のようにいら立ちをあらわにしていた。「戦争ノ継続トモ見ルヘキ停戦協定カ両国ノ間ニ二ツ迄モ存在シテ尚交渉ノ曙光タモ認めラレ」ない、と。⁽³⁸⁾

（三）外務省のジレンマ

磯谷の後者の見解は、きわめて重大な意味をもっていた。外務省の静観主義が抱える深刻なジレンマを鋭く突くものであったからである。そのジレンマは静観主義の論理に内在するものであった。つまり、大使館昇格等を通じて、外務省が蒋介石政権の実力と主体性、中国の統一化傾向を承認していく一方で、「実権者」たるその蔣を相手に諸懸案の一举解決を図ることは当面回避したいという論理である。要するに外務省は、蔣政権の主体性を認めこれを相手に将来的には諸懸案の解決に進む意向を蔵しつつも、当面はショーダウンを避けたいという、いわば二律背反的な要請に拘束されていたのである。

以上をふまえれば、汪兆銘という外務省にとつての「緩衝機関」は、静観主義を維持する上できわめて重要な存在であったことが理解できる。つまり、「実権者」たる蒋介石への直接的なアプローチによる諸懸

案の一举解決の回避を原則としつつも、日本にとり好ましくない事態の出現を抑止するには、日本の意向を蔣政権に伝達し、意思決定に影響をおよぼすための「緩衝機関」は不可欠だったのである。

これに関連して注意したいのは、磯谷が汪兆銘や黄郛らを全く無力な「傀儡機関」と断定していたことの正否である。この点、磯谷の見解は極論にすぎないように思われる。蒋介石が実権を掌握していたことは確かであるにせよ、蔣とともに何応欽や黄郛、そして汪兆銘が対日政策決定の中枢を構成していたとされるからである。⁽⁴⁰⁾そのため、外務省が汪兆銘を窓口に行っていた種々の申し入れは、蔣政権の意思決定に一定程度の影響を及ぼしていたとみるべきであろう。蒋介石が、国内統一事業に専念するために汪を「対日外交の矢面」に立たせていた⁽⁴¹⁾とはいえ、外交部長と行政院長を兼任する汪の意向を完全に無視することは困難であったと思われる。

以上の考察から、外務省が蒋介石との直接対決を当面回避するため「緩衝機関」を必要としていた経緯が明らかとなる。

しかしながら、これを磯谷の観点に即してみれば、外務省のいう「緩衝機関」は実際には「傀儡機関」であり現状を糊塗するための装置に過ぎず、かえって諸懸案の解決の障害になるということになる。あるいは、華北と南京という日本との接断面において、表面的に対日妥協姿勢を「偽装」し、裏面において「抗日反満」活動に従事するための隠れ蓑とみなされることになろう。

陸軍内でこうした見解に立つ者は、磯谷に限られなかった。楠本は

政整会および黄郛に関し、こう述べていた。「こんなものを中継ぎ的に相手にして居ては北支に於ける日支関係の恢復も出来るものでなく、黄郛を抜きにして、直接蒋介石に打当るのが本当ぢやないか」⁽⁴²⁾。

危機的狀況にあるがゆえに実権者たる蒋介石との直接対決を回避し、「緩衝機関」を相手に危機のマネジメントをすべきとする外務省と、そうした状況だからこそ、実権をもつ蔣を相手に諸懸案を一挙に解決すべきとする陸軍の論理とが、正面衝突する事態が現出しようとしていたのである。

「偽装親日論」に立脚して、汪兆銘や黄郛といった対日窓口を無用な「傀儡機関」とみなす陸軍軍人の見解は、ひとたびそれが現実的な政策として発動された際に、重大な結果をもたらす可能性を秘めていた。以後展開される華北事件は、この対日窓口の取り扱いをめぐる日中および外務省・陸軍間、さらには陸軍内部の思惑が複雑に交錯する側面をもっていたのである。

三 華北事件の勃発

大使館昇格の実施から間もない三五年五月二十九日、酒井隆支那駐屯軍参謀長と高橋坦北平駐在武官補佐官が何応欽軍事分会委員長にあてて通告を発した。華北事件のはじまりである。以降、梅津何応欽協定（六月一〇日）および土肥原泰徳純協定（同二七日）の成立によって事態が一段落を告げるまでの間、日中両国は緊迫した空気に包まれた。

さて、華北事件にはじまる一連の工作をめくり、先行研究では両協定により華北における日本の勢力範囲が拡大された結果、中国側の抗日意識を強めたと理解されるのが一般的である⁽⁴³⁾。また陸軍中央対現地軍という構図を前提に、陸軍中央が現地軍の統制を図り、事態の早期収拾を志向した経緯もすでに明らかにされている通りである⁽⁴⁴⁾。

本稿では、こうした先行研究の知見に依拠しつつ、陸軍内各主体間の認識の相違に着目しながら外務省の認識との連関を分析していく。この考察により、外務省が静観主義を維持するために意図せざる形で犠牲にしたものを明らかにする。

（一）華北事件の目的

華北事件は、表面的には対日妥協姿勢を演じながらも、裏面で排日活動を使囀しているとされた蒋介石と、蔣の「傀儡機関」を相手とした諸懸案の解決が遅々として進まないことに対する陸軍内の不満が爆発したという側面を有していた。これを具体的な形で表現したのが、酒井と高橋による前述の要求の冒頭に掲げられた次の一文であった。「華北における排日根絶のためには」蒋介石ノ対日二重政策ノ放棄⁽⁴⁵⁾を必要とする。何応欽が自己の裁量で処置できる点については善処する旨回答したのに対し、酒井らは重ねてこう申し入れた。すなわち、「単二何応欽ノ権限内ニ止ラス北支ニ於ケル蒋介石ノ二重政策ノ廃棄ヲ速ニ実現」すべし、と⁽⁴⁶⁾。現地軍のターゲットは、華北の排日根絶のみならず、その背景をなす蒋介石の二重政策の排除にまで及んでいた

のである。

こうして酒井らは、蒋介石の二重政策、すなわち「偽装親日」姿勢の打倒を今次工作の主要な目的と定義した。この抽象的な目的を具体的な目標に換言したのが、「偽装親日」の実行機関とされた反日団体や憲兵第三団および中央軍の華北からの追放要求であった。⁽⁴⁷⁾つまり酒井らは、排日活動の根源とみなした各種機関や中央軍を排除することで、蒋介石が「偽装親日」を実行するための手足を奪う意向だったのである。参謀本部の資料では、この意図が次のように説明されている。「（蒋介石政権に）一面提携一面敵対ノ何レカノ一ヲ解消セシムルコト極メテ緊要ナリ」と。⁽⁴⁸⁾すなわち、陸軍は「一面敵対」の側面の徹底排除を目指して圧力を加えることで、「一面提携」を「全面提携」に転換させるねらいだったのである。

酒井らの通告以降、現地の駐在武官からも同様の主張が相ついだ。たとえば漢口の渡久雄武官補佐官は中央にこう意見具申している。「此際徹底的ニ窮追シ偽瞞政策ハ日本ニハ通用セサルコトヲ誠意反省セシムルカ蒋介石ノ抗日政策ノ真意ヲ暴露セシムル迄追撃スルノ要アリト思考ス」。⁽⁴⁹⁾現地出張中の永田鉄山陸軍省軍務局長も「支那は口に親日を唱へながら裏面において盛んに排日毎日を行つてゐる、これ即ち支那の偽装親日を暴露したもので停戦協定の破壊行為も甚しい」と述べるなど、⁽⁵⁰⁾蒋介石の「偽装親日」の排撃は陸軍の総意となっていたのである。

（二）蒋介石政権容認と否認をめぐって

以上から明らかなように、蒋介石の「偽装親日」姿勢の徹底排除、つまり裏面で行われているとされた排日活動の根絶を目的とする点において、陸軍内はほぼ同一の認識を共有していた。しかし、次の諸々の点において見解の相違がみられたことを指摘しなければならぬ。

第一に、蔣政権の「偽装親日」姿勢を排除した後に控える、諸懸案解決の相手方をだれに求めるかという点である。これには次のとおり二つの想定が存在していたように思われる。一方の見解は、「偽装親日」をかかげる蒋介石政権を崩壊に追い込み、しかる後に出現するであろう新政権と諸懸案の解決を図る考えである。現地軍、とりわけ酒井参謀長と関東軍がその代表格といつてよいだろう。酒井は通告に踏み切る一月ほど前に、蒋介石の親日姿勢を「方便」と糾弾した上でこう断言していた。すなわち、「どうしても蔣介石政権が崩壊しなければ日支関係の根本的解決は到底困難である」と。⁽⁵¹⁾酒井はさらに、「支那を亡ぼすものは共產軍ではなくて蒋介石でありこれを根こそぎ排除する事が支那を救ふ途である」とまで述べるなど、⁽⁵²⁾蔣政権の排除を強硬に主張していた。

関東軍内にも酒井同様の認識があつたように思われる。現地外交官の報告によると、三四年十一月の上海武官会議では「国民政府ヲ打倒」することが申し合わされたとされる。⁽⁵³⁾この方針は、翌三五年一月の大連武官会議で、「上海ニ於ケル在支武官会議対支施策案ノ主旨ヲ尊重ス」という形で再確認されていた。⁽⁵⁴⁾南次郎関東軍司令官がこの会議前、

板垣征四郎參謀副長に対し、「嚴ニ南京政府打倒ノ文句」の使用を戒めたとされるが、裏を返せば、これは関東軍内でのような主張が有力に主唱されていた傍証となろう。また同様の主張は済南の花谷正武官(元関東軍司令部附)などからもなされていた。⁽⁵⁶⁾ 関東軍内が蔣政権否認論で完全に意思統一されていたとまではいえないが、国民党勢力が華北から徹底排除された結果、蔣政権が崩壊しても意に介さない、ないしは積極的にそれを志向する勢力が存在したことは確かであると思われる。

もう一方の見解は、華北における排日団体や中央勢力の排除により、蔣介石政権に圧力を加えることで蔣を前面に引きずり出し、これを相手とした諸懸案の解決を志向するものである。たとえば、南京駐在の兩宮翼武官補佐官は次のように述べている。「今次ノ北支交渉ヲ機トシ日支根本問題解決ノ為蔣介石ヲ引出スコトハ必スシモ不可能ニアラス」。⁽⁵⁷⁾ 兩宮の上司にあたる磯谷も、「吾人ハ蔣自身ヲ倒スコトカ直接目的ニ非スシテ蔣ノ行ヘル政策ヲ不可トスルモノナリ」と現地外交官に語るなど、兩宮と同様、蔣を相手として「根本問題解決」を図る意向であった。同様に陸軍省軍務局の土橋勇逸中佐は、「対支問題の根本的解決」は「北支の一部分の問題の解決」で達成されるのではなく、要は「蔣介石に誠意があるかどうかの問題」であると談話した上で、蔣に向かいこう訴えていた。すなわち、「今どこ共匪討伐などといって四川辺りへ入りこんでゐず、堂々自ら正面に立つて日支問題の打開に努力すべきではないか」と。⁽⁵⁸⁾

一般的に、陸軍軍人の間では蔣介石政権を否認し、その国内統一事業を阻止し「分地合作」を推進すべしとする見解が関東軍を中心に唱えられていた一方で、外務省はその逆の見解を有していたと理解されている。⁽⁶⁰⁾ この観点からすると、先にみた磯谷や兩宮らの見解は、部分的にせよ蔣介石政権・国民政府の主体性を是認し、これを諸懸案解決の相手方とする点において、外務省と認識を共有しうる可能性は皆無ではなかった。「軍部が徒に蔣介石個人の排斥等を主張」することは慎まなければならぬと磯谷が述べていたとされるのも、外務省には望ましいものであったはずである。

しかし、両者の提携は不可能であった。磯谷らが追求する蔣介石政権を相手とした日中間の「根本問題解決」を、静観主義を奉じる外務省としては回避したかったからである。後述するように、外務省が事件の「地方的解決」を急いだのも、このラインを死守するためであった。要するに、蔣政権との諸懸案解決の可能性を認める点において、磯谷・兩宮といった陸軍内勢力は、蔣政権否認論に立つ者に比すれば外務省にとって好ましい存在であったはずだが、前者が蔣を相手とした速やかな諸懸案の一挙解決を追求する点で絶対に認識を共有できなかったのである。

四 対日窓口をめぐる認識と「地方的解決」の論理

(一) 対日窓口必要論と不要論の乖離

前章でみた論点に加えて重要なのが、対日窓口の存在価値をめぐり認識の相違である。外務省がそれらを必要とする一方、陸軍内にはこうした存在を蔣介石の「傀儡機関」とみなし、無用の存在と断ずる勢力が存在していたのはすでにみたとおりである。酒井・高橋の通告の直前、磯谷は黄郛を面前にこう言い放っていた。「権限ト実力トヲ具備セサル空名的政務委員ニ如何ナル人物ヲ配スルモ何等実績ヲ挙げ得ルモノニアラサルハ過去二箇年二巨ル黄郛ノ業績ニ照ラシ明瞭ナリ」⁽⁶⁵⁾。

関東軍も三五年一月の時点で次の方針を決定していた。すなわち、「現北支政権ノ倒壊ヲ招来スルモ意トセス」と。⁽⁶⁶⁾ 酒井らの通告直後、

陸軍中央でも柳川平助次官が「黄郛力失脚スルカ如キ場合アリトスルモ我方トシテハ相手方ノ何人タルヲ問ハ」ないと訓令を発し、⁽⁶⁶⁾ また黄郛自身、「陸軍の急進派」には「公然と黄郛の追放」を主張する者がいると慨嘆するなど、⁽⁶⁷⁾ 陸軍内では、蔣介石の「傀儡機関」にすぎない華北の対日窓口は不要との認識が広く共有されていたのである。

しかしながら、磯谷らの主張は論理的な欠陥を抱えていた。対日窓口を排除した後に、思惑どおりに蔣介石が前面に出てこなかった場合を全く想定していなかったからである。またどのような手段で「蔣介石ヲ引出ス」意図であったのかについても、考慮されていた痕跡はみあたらない。先にみた関東軍の方針が、「軍ハ直接南京政権ニ作用ヲ及シ得サル」ためにこそ、「北支政権」を通じて施策を講じるとしていたのであれば、⁽⁶⁸⁾ その「北支政権」が排除された場合に、「南京政権ニ作用」を及ぼすための窓口の確保は考慮されて然るべきであったはずである。

ただしこの点に關していえば、関東軍の論理はより明快なものであったといえる。「現北支政権ノ倒壊ヲ招来スルモ意ト」しない関東軍では、その後に来たるべき「北支政権」とは「我カ軍部ノ要求ヲ忠実ニ実行セントスル誠意アル政権」が想定されていた。⁽⁶⁹⁾ つまり、関東軍に「忠実」な「傀儡機関」の登場を明確に期待していたのである。

他方でこの論理的欠陥に自覚的であったと思われるのが、先に関東軍を代表して何応欽に申入れを行った高橋坦である。高橋は、何の存在につき、後に華北で台頭してくる宋哲元と対比させながら興味深い述懐を残している。

（何応欽は）蔣介石の考えと同じと想っていればいい……宋哲元とのちがいは、南京を完全に代表して日本との円満関係の橋渡しをするということです。宋哲元は自分がいい子になって、南京にもいい顔しようというわけです（括弧内引用者）。⁽⁷⁰⁾

戦後になされたこの回想から以下の点を指摘しておきたい。

第一に、日本と蔣介石政権との間に、円滑なコミュニケーション経路を確保しておくことの重要性である。高橋が強調したのは、「南京を完全に代表」して蔣介石と直結している何応欽（軍事分会）という窓口を存続させた方が、日本側の意向を常時かつ適確に南京に伝達できるといふ点である。磯谷や関東軍と異なり、高橋にとって何応欽は、単に蔣の意のままに動くだけの「傀儡機関」ではなく、日本側の意向や現地の実情をふまえた上で、「円満関係の橋渡し」すなわち、蔣に意見を具申し意思決定に関与できる存在であった。高橋は、何応欽ら

「緩衝機関」とみなす外務省と同じ見解に立っていたといえる。

これに関連してもう一点留意すべきは、何応欽の存在が日本側の要望を受ける窓口であるという側面に加え、蔣政権の意向を日本側が適確に把握するための経路でもあったという点である。蒋介石の直参ともいべき何応欽らと異なり、蔣とは不即不離の関係を維持しつつ自己の利益の保全を図る軍閥の首領たる宋哲元は、この点に關しても遺憾な点があったと高橋は強調したのであろう。

なお、さらに指摘できるのは地理的な事情である。広大な国土を誇る中国において、全土で生じる政治的・行政的案件を、すべて南京が一括して受理し処理するのは不可能といふべきだろう。そうである以上、南京との適確なコミュニケーションが可能な地方機関の存在は、交渉に際して必要不可欠であるといえる。

以上をふまえると、梅津何応欽協定の成立により日本側の要求事項は全面的に受諾されたとはいえ、蔣政権の「偽装親日」姿勢の是正と諸懸案の一挙解決という陸軍の最終目標を達成するためには、蔣政権にアクセスできる窓口の確保は不可欠であった。前述のとおり、蒋介石が対日外交の真正面に立つ保障は全くなかったからである。「何応欽と王克敏ね、この二人は残して宋哲元を入れたくなかった」⁽⁷²⁾高橋と異なり、何応欽の華北からの追放を容認する意向であった磯谷は、自身の抱懐する対日窓口不要論のこの欠陥に無自覚であった。なお、この点を自覚したのか否かは定かでないが、磯谷は第一次工作終息以降、蔣政権とのチャネルを求めて再度、自身がその追放に掉さした何応欽

らとの接触を図っていく。

以上要するに、外務省の立場からすれば、蔣政権の主体性を部分的に容認する磯谷らも、蔣政権否認論を主唱する関東軍も、外務省が「緩衝機関」と認識する何応欽らを蔣の「傀儡機関」と断じ不要とみなす点において、認識を共有できるものではなかったのである。何応欽を相手に事態の早期收拾を企図していた高橋は、この点において外務省にとって連携可能な唯一の存在だったとも思えるが、関東軍司令官の区処を受ける立場である以上、その影響力には自ずから限界があっただろう。現地中国には、どこを見渡しても外務省が認識を共有しうる有力な主体は見当たらなかったのである。

(二) 外務省の「地方的解決」の論理

そうなると外務省としては、陸軍中央との間に何らかの共通項を見出して事態の收拾に結び付ける以外になかったのである。最後に考察する三つ目の相違点は、この観点、すなわち工作の解決方法をめぐる認識の相違である。議論の前提として、梅津何応欽協定成立までの経緯を先行研究にそって概観しておきたい。

五月二十九日の通告後、外務省は、即座に本件を局地的な問題として扱う旨の考えを明らかにした。陸軍中央も現地の統制を図るべく、六月五日に「北支交渉問題処理要綱」を策定、外務省側との協議を経て、七日に外務・陸軍各出先機関あて訓令が発せられた。⁽⁷³⁾この要綱の目的をめぐっては、先行研究の間にも解釈の相違があるものの、⁽⁷⁴⁾外務・陸

軍両省が連携して「地方的解決」による事態の早期收拾を図ったことは確かである。

ここで確認する必要があるのは、外務省が「地方的解決」を急いだ理由である。駐華大使館は、武官室から次のような情報を得て、本省に報告していた。通告の翌日の三〇日に発せられた外務省非公式談話中に、「『地方的二解決』する旨の文言がみられることに對し、現地陸軍側は不満の色をあらわし、華北問題の解決は「地方的二行フヘキニアラスシテ」、これを「中央ノ問題トスル意向」である、と。⁽⁷⁾

三一日には磯谷が次の声明を發した。

国民政府は北支問題を局地的に解決せんと意向であるが、自分としては該問題は局地問題として解決できないと信ずる。中央の実権者が態度を改めざる限り、地方が部分的に改善される訳はない。我方としてはあくまで中央の偽装親日態度を改めさせることを目標として該問題を中央との間に交渉せんとするものである。⁽⁸⁾

同日、関東軍司令部も幕僚談を公表した。いわく、華北問題の責任は「單に北支政権のみならず南京政府の当然負担すべきもの」である。⁽⁹⁾ 現地では、武官・現地軍が一体となつて、「中央の偽装親日態度」の是正のために、「中央との間に交渉」する必要があると主張していたのである。

外務省にとってこの状況は由々しき事態であつた。磯谷や関東軍の南京中央との直接交渉必要論の射程は、明らかに華北事件そのものの解決をこえて、蔣政権の「偽装親日態度」の是正そして諸懸案の解決

をも含めていたというべきであろう。静觀主義に立つ外務省にとり、本事件を機に蔣政権を相手とした諸懸案の一举解決に引きずり込まれることは、絶対に避けなければならなかつたのである。

そうであつたからこそ、事件の「地方的解決」による早期收拾が外務省の基本方針となつたのである。事件解決に向けた外務省の「尽力」を求めた蔣作賓駐日大使に対する広田外相の対応も、この観点から冷淡なものとならざるをえなかつた。「本件至急解決ノ為ニハ支那側ヨリ直接天津軍側ニ申出アルコト可然」。⁽¹⁰⁾

翌六月一日、外務省の桑島東亜局長は、參謀本部の岡村寧次第二部長および橋本虎之助陸軍次官と対応策を協議した。報道によると、①「飽くまで関東軍並に北支駐屯軍の職權に委ねてこれが現地解決主義による」が、②「單に一局地的問題として解決することを欲せず中央実権者の誠意ある回答を要望する」ことで三者の合意をみた。⁽¹¹⁾

①で「現地解決」つまり「地方的解決」をうたつておきながら、②で「一局地的問題」ではないとする一見相矛盾する論理は、なぜ合意案に盛り込まれたのだろうか。三者会談の内容を裏づける史料が見当たらない以上、推測によるしかないが、外務省と陸軍中央双方の意向を折衷したものであつたと思われる。つまり、この種の事件に外務省が容喙する前例を残さないためにも、陸軍中央は、事件は「一に軍司令官の統帥事項」であるため、「外交々渉とは何等関連しない」との立場をとる必要があつた。⁽¹²⁾ 同時に、先に述べたような現地からの突き上げに直面していた以上、「中央実権者の誠意ある回答」を求める必要も

あり、外務省もこの点を拒否できなかったものと思われる。

他方で外務省は、「中央実権者」つまり蔣政権を相手とした交渉の開始に追い込まれるのを避けるには、事件を中央化せずに地方的に解決する必要があった。「統帥事項」のため「外交交渉とは何等関連しない」とする陸軍側の論理は、この点に限り外務省に好都合だったのである。要するに、統帥権の論理により現地司令官の職権による「地方的解決」を志向する陸軍中央と、事件を中央の問題としないためにも、「地方的解決」を急ぐ必要のあった外務省の利害がここに一致したのである。

この三者合意を具体的に政策化したものが、六月五日に陸軍省が策定した「北支交渉問題処理要綱」（以下「陸軍案」）であった。陸軍案には「北支政権を対象」とした「地方的交渉」の促進により、迅速な解決を期すとの決意が明記された。⁽⁸³⁾この箇所はその後の修正案においても何ら変更されなかった。先に述べた理由を想起すれば、外務省に異議のあるはずがなかったからである。

しかしここで留意すべきは、この合意が事件をとりあえず收拾するために形成されたにすぎないものであって、その後の諸懸案の解決に向けた方策の連携を意味するものではなかったことである。先の三者合意で、外務省が「中央実権者の誠意ある回答を要望」することに同意したのは、あくまで華北事件に対する蒋介石政権の「誠意ある回答」を求める点に限定されていたと解すべきであろう。

これを裏づけるのが、陸軍案に対して外務省が修正を要求した経緯である。陸軍案では、事態收拾後外務省に対し、懸案の解決に向けた

処置を至急実施するよう要求する表現がとられていたが、修正案では次のように修正された。すなわち、「日支懸案解決」のための「適当な処置」を行うことを「外務省側に対し希望す」と。⁽⁸⁴⁾この文言修正により、諸懸案解決にむけた「適当な処置」を実際にいついかなる形で実施するかについては、外務省の裁量に委ねられるとの解釈が可能になったのである。

外務省がこの修正にこだわった理由については、これまでの考察から明らかであろう。「日支懸案解決」に向けた処置を「至急」講じるよう求められるのは、静観主義に立つ外務省にとって最も避けたい事態だったのである。この修正案は、「外務省のイニシアティヴを大幅に容認」したと評価されるが、その「イニシアティヴ」とは、「日中間の諸懸案の解決に向けて積極的に行動する」⁽⁸⁵⁾ためのものではなく、むしろそれらの解決を回避するための「イニシアティヴ」であったのである。

おわりに―外務省の意図せざる結果―

こうして外務省は何とか事態を「地方的解決」により收拾したものの、同時に意図せざる結果を招来したように思われる。六月五日、関東軍特務機関員が宋哲元軍により監禁される事件が発生した（第二次張北事件）。この事件と第二次熱西事件を契機として成立したのが土肥原秦徳純協定である。⁽⁸⁶⁾従来、この協定は梅津何応欽協定と「相互不可分の関係に立つ」とされてきたが、⁽⁸⁷⁾内田尚孝氏は交渉相手の相違を次

のように指摘している。⁽⁹⁰⁾つまり、梅津何応欽協定が行政院隷下の軍事分会委員長の何応欽を相手としたのに対し、土肥原泰徳純協定は、地方行政官にすぎない察哈爾省主席代理の泰徳純が窓口となった点である。

ここでいう意図せざる結果とは、華北事件を「地方的解決」として処理した経緯は以後、類似の事案に論理的基盤を与えたと思われる点である。要するに、「地方的解決」が現地軍に拡大解釈された結果、「地方的解決」の名のもとに、中央の統制を受けない形で中国現地当局を相手とする策謀を正当化する素地を提供したように思われるのである。⁽⁹¹⁾

土肥原泰徳純協定成立以降、河北省から追放された于学忠（省政府主席）の代わりに台頭してくるのが宋哲元であった。⁽⁹²⁾この交代劇は関東軍の意図するところであったとされる。⁽⁹³⁾以後、関東軍は宋の「傀儡機関」化を目指して工作に着手していくこととなる。⁽⁹⁴⁾

意図せざる結果は別の場面でも生起しようとしていた。自身が主導した協定の成立後、土肥原は華北の行く末をこう見とおしていた。

今後北支は面目を一新するだらう。遠からず朗らかな更生北支を出現するであらう……新しい北支建設には王克敏、商震氏が当つて行くだらう……今のところ政務整理委員会、軍事分会も存続してをり、当分はこれ等の機関を中心として右の新事態建設に向つて行くだらう（適宜句読点を補った）。

当の王克敏は、しかし、外務省が対日窓口に期待してきた「緩衝機関」としての役割をものはや果たせない状況に追い込まれていた。⁽⁹⁶⁾北平

の若杉要参事官に王はこう苦衷をもらしている。黄郭の代理に過ぎない自分が何をするにも「総テ中央ノ決定ヲ俟ツ外ナキ次第ナリ」と。⁽⁹⁷⁾「王克敏は」些々タル事務スラ中央ニ請訓ヲ為ス始末」であり、日本側の意向をうけ蔣政権の意思決定に影響力を行使する「緩衝機関」としての機能はもはや形骸化していたのである。

そして八月二十九日に、政整会の廃止が正式に公布されたのである。委員長黄郭はすでに一月に北平から立ち去っていた。また軍事分会委員長の何応欽は、梅津何応欽協定の文書化を求める日本側の圧力を回避するため、六月一三日に北平を離れて以降、帰平することはなかった。ここに華北の対日窓口が事実上、消滅したのである。

中国側が政整会の廃止に踏み切るまでには、次のような経緯があった。三三年一月の中央政治会議では、政整会の廃止が複数の委員から主張されていた。⁽⁹⁸⁾三五年一月には、何応欽が政整会や軍事分会が担ってきた華北における対日交渉を、中央に一元化するよう蔣介石や汪兆銘に提言している。⁽¹⁰⁰⁾そして梅津何応欽協定成立直後の六月一九日に、汪兆銘は国防会議に両会の廃止を提案するに至ったのである。何応欽は汪の提案のねらいを蔣介石に対し、こう説明している。「（政整会と軍事分会の廃止により）日本側は交渉相手を失い、『その外交方式は、わが中央の交渉へと転換し、地方事件の口実も減少する』」と。⁽¹⁰¹⁾中国側は華北事件を逆手にとり、華北の対日窓口を閉鎖することで現地軍の圧力を回避し、交渉窓口を南京に一本化させることを企図したのである。

日本のメディアは、この意図を適確に読み解いていた。『満洲日日新聞』の論説記事では、こう述べられている。すなわち、「(政整会の撤廃は) 蔣介石政権の強化を意味し北支における外交の接触面を分散して日本の鋭鋒を避けんとする巧妙な戦術である」と。⁽⁹⁾ さらに注目すべきは、次の指摘であろう。政整会の廃止により、日本側は「国民政府を直接交渉の相手とする外なくなつた」。⁽¹⁰⁾ これは、静観主義を維持するために、外務省が「地方的解決」による事態の收拾を急いだことによりもたらされた、意図せざる結果だったのである。

日中間の外交当局に窓口を一本化するという蔣介石政権の巧みな対応は、本来であれば外交一元化を願う外務省にとつても望ましいものであつたはずである。しかしながら、この外交機能の正常化は、静観主義にたつ外務省に深刻なジレンマを抱えさせるものであつた。すなわち、蔣政権を相手とする諸懸案の一挙解決の回避を方針とする外務省にとり、南京との直接交渉の開始につながりかねない外交ルートの正常化は、そのよつて立つ静観主義を揺るがしかねない危険をはらむものであつたのである。

華北事件収束以降、外務省は広田三原則策定を主導することをつうじて、諸懸案の一挙解決へとむかう流れをくいとめるべく、用意周到に策を講じていく。しかしここで指摘しておく必要があるのは、静観主義を攪乱する要因がまさにその外務省の中に存在した事実である。塘沽停戦協定成立直後、須磨弥吉郎(当時駐華公使館一等書記官)は、「日支関係ハ今次ノ機会ニ於テ清算スルノ用意ナカルヘカラス」とし

た上で、こう記していた。すなわち、「良イ加減ノ暫定的解決」に甘んずれば「再ヒ紛争」を惹起し、「今回ニモ勝ル日支間ノ難局ヲ現出スルナキヲ保セス」。なぜなら、今次の停戦協定によつて、日本は「支那ヲ正道ニ立タシムヘキ何等ノ保障ヲ確保セリトハ認メ難」いからである、と。⁽¹¹⁾ 要するに須磨は、冒頭で引いた石原同様に、「何等ノ保障」も伴わない軍事協定による「暫定的解決」ではなく、諸懸案を一挙に解決し危機の恒久的な「清算」をしないと、紛争の火種を将来に残すと主張していたのである。

三五年の秋以降、第二次華北分離工作が推進される過程で汪兆銘が凶弾に斃れ失脚した結果、蔣介石が行政院長に就任する。華北の黄郛・何応欽に加え、汪兆銘をも喪失したことは、外務省の静観主義を支える基盤を著しく損壊するものであつた。以降、中国側は広田三原則の抽象性を批判しながら、「南京会議」すなわち、諸懸案の一挙解決を図る正式会談の開催を提案し、日本側に揺さぶりをかけてくる。蔣介石がいよいよ対日外交の全面に出てきたことで、汪兆銘という「緩衝機関」を失つた外務省は、蔣を直接相手とせざるをえない状況へと追い込まれていくのである。

他方で第二次工作の結果、華北には冀察政務委員会という新たな対日窓口が構築されるに至つた。だがこの窓口は、外務省が従来の「緩衝機関」に期待した機能を果たすにはほど遠い状況となり、華北の局面は再び行き詰まりの様相を呈していく。

外務省内でこの状況の打破を目指し積極的に行動したのが、須磨で

あった。須磨は「特政会構想」を華北問題解決の処方箋として提示し、瞬く間に東京における影響力を拡大していった。こうして、静観主義に代わり「一挙解決主義」が台頭する素地が形成されていったのである。

従来の研究が指摘するように、第二次華北分離工作がそれ以降の日中関係を大きく規定したとはいえず、右のように華北の対日窓口をめぐる相剋はそれで終わりを迎えたわけではなかった。三六年以降の華北情勢が静観主義外交の帰趨に、あるいは盧溝橋事件の勃発から日中全面戦争に拡大するまでの過程に及ぼした影響とその意義をめぐる考察は、別稿で論じることとしたい。

注

- (1) たとえば『東京朝日新聞』一九三三年六月八日朝刊。
- (2) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大本営陸軍部（一）——昭和十五年五月まで』（朝雲新聞社、一九六七年）、三三八頁。
- (3) 以上の詳細な経緯については、拙稿「日本外務省の対中『静観主義』外交の論理とその展開 一九三三—一九三六」（『大東法政論集』第二七号、二〇一八年）を参照されたい。
- (4) 同右、九七—九九頁。なお、宮田昌明氏は満洲事変終結以降の外務省の対中政策を、強硬な態度をみせながらも中国側の自主的措置に任せ、「一般ノ空氣緩和」を図ることを主旨としていたとする（宮田昌明『英米世界秩序と東アジアにおける日本 中国をめぐる協調と相克 一九〇六—

一九三六』錦正社、二〇一四年、第一章の二「外務省の中国政策」）。しかしこの論旨では、外務省が中国側に対して種々の抗議・申入れを行っていた事実の意義を説明できないように思われる。むしろ、中国側の自主的措置に任せていたのでは「空氣緩和」に逆行する事態を招きかねないからこそ、外務省はそういった申入れを通じて状況をマネジメントしていたと解釈するのが自然であろう。

- (5) たとえば、一九三五年二月二日付『時事新報』（神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫 外交（二三五—〇六一））。また『日本大陸政策の発展』（東亜研究所、一九四〇年）では項目名として使用されている。

- (6) 一般的に、梅津何応欽協定と土肥原泰純協定を第一次華北分離工作と総括して呼称するが、本稿で分析の対象とするのは主として前者であるため、その成立に至るまでの過程を「華北事件」と称して後者の協定と区別することとする。

- (7) ここでは代表的な研究を掲げるとどめる。島田俊彦「華北工作と国交調整（一九三三年—一九三七年）」（日本国際政治学会太平洋戦争原因部会編『太平洋戦争への道』第三巻第一編、朝日新聞社、一九六二年）、臼井勝美「中国をめぐる近代日本の外交」（筑摩書房、一九八三年）、安井三吉「盧溝橋事件」（研文出版、一九九三年）、内田尚孝「華北事変の研究——塘沽停戦協定と華北危機下の日中関係一九三二—一九三五年」（汲古書院、二〇〇六年）、など。以上の研究の整理については、戸部良一「日中関係安定化の機会喪失（一九三三—一九三七）」をめぐる——最近の研究動向から」（『國學院雑誌』第九七巻第四号、一九九六年）と、同「日

- 中戦争をめぐる研究動向」(『軍事史学』第四六巻第一号、二〇一〇年)から多くの示唆を受けた。
- (8) 酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』(東京大学出版会、一九九二年)、井上寿一『危機のなかの協調外交―日中戦争に至る対外政策の形成と展開』(山川出版社、一九九二年)、前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』。
- (9) 森靖夫『日本陸軍と日中戦争への道―軍事統制システムをめぐる攻防』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)、第四章、前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、第十七章。
- (10) 前掲、井上『危機のなかの協調外交』、八六―九五頁。
- (11) 前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、六三三頁。
- (12) 鹿錫俊『中国国民政府の対日政策 一九三一―一九三三』(東京大学出版会、二〇〇一年)、二二五―二二九頁。
- (13) 岩谷將『一九三〇年代半ばにおける中国の国内情勢判断と対日戦略―蒋介石の認識を中心として』(防衛省防衛研究所『戦史研究年報』第三号、二〇一〇年)、一三頁。
- (14) 前掲、内田『華北事変の研究』、一一五頁。
- (15) この点に関しては臼井勝美『日中戦争の起源』(『日中戦争の諸相』、錦正社、一九九七年)、三〇頁と前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、六三二頁から示唆を受けた。
- (16) 磯谷廉介『支那の対日政策私観』(『外交時報』第六九巻第六九八号、一九三四年)、二七―二八頁。
- (17) 楠本実隆『支那全般に関する最近の事情』(『大日本国防義会々報』一六四号、一九三五年)、一五頁。
- (18) 例えば、三五年二月一七日の土肥原賢二の発言(『外交時報』第七三巻第七二六号、一九三五年、一九五頁)。
- (19) 戸部良一『満洲事変から日中戦争まで』北岡伸一・歩平編『日中歴史共同研究』報告書第二巻 近現代史篇(勉誠出版、二〇一四年)、二五二頁。
- (20) 大使館昇格に関する研究として、島崎貞彦『在中国日本公使館の大使館昇格問題』(『国際政治』第二八号、一九六五年)。
- (21) 戸部良一『陸軍『支那通』と中国国民党―国民政府否認論の源流』(『防衛大学校紀要』第六八輯、一九九四年)、四八―四九頁。
- (22) たとえば、酒井隆(支那駐屯軍参謀長)は(『国民政府は』)外交的關係において幾分親日的態度を示して来ているがあれは全く一つの方便に過ぎない」と発言している(『満洲日報』一九三五年四月二〇日夕刊)。
- (23) 秦郁彦『日中戦争史』(河出書房新社、復刻新装版二〇一一年)、三二七頁。
- (24) 『支那時局報』は、中国駐在の陸軍軍人からの情報に基づき参謀本部が作成した資料とされる(戸部良一『日本軍人の蒋介石観―陸軍支那通を中心として』(山田辰雄ほか編『蒋介石研究―政治・戦争・日本』東方書店、二〇一三年、一〇一頁))。
- (25) 前掲、島田『華北工作と国交調整』八八―八九頁。
- (26) 以上の記述については、参謀本部『英国ノ対支経済策動ト支那親欧派ノ金融界制覇』(『支那時局報』第一四号、一九三五年四月八日)によった。
- (27) 同右。

- (28) 参謀本部「南京対西南關係ニ就テ」（『支那時局報』第一七号、一九三五年四月二三日）。
- (29) 参謀本部「四川、貴州省方面共產軍情況」（『支那時局報』第一五号、一九三五年四月一〇日）。
- (30) 参謀本部「北支ニ於ケル排日具体的事例」（『支那時局報』第二六号、一九三五年五月二三日）。
- (31) 参謀本部「駐支大使昇格ト其支那側ニ於ケル反響」（『支那時局報』第二九号、一九三五年五月二八日）。
- (32) 前掲、拙稿「日本外務省の対中『静観主義』外交の論理とその展開一九三三—一九三六」、一〇八一—一〇九頁。
- (33) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第四卷（岩波書店、一九五一年）、二五三頁。
- (34) 亜細亜局第一課『最近支那關係諸問題摘要（第六十五議會用）上巻』（一九三三年、外交史料館所蔵分類番号A J—49）、四頁。
- (35) 太田宇之助『新支那の誕生』（日本評論社、一九三七年）、二八六—二八七頁。
- (36) 三五年五月二六日付磯谷から桑島あて書簡（防衛研究所所蔵「磯谷廉介資料」（波多野澄雄「一九三五年の華北問題と上海武官」大久保利謙ほか編『近代文書学の展開』柏書房、一九八一年、三六七—三六八頁より再引用）。
- (37) 三五年五月二三日付磯谷から井戸川中将あて書簡（同右、三六六—三六七頁）。
- (38) 同右、三六九頁。
- (39) 前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、七三四頁。
- (40) 前掲、内田『華北事變の研究』、二七一頁。
- (41) 前掲、岩谷「一九三〇年代半ばにおける中国の国内情勢判断と対日戦略」、一三頁。
- (42) 前掲、楠本「支那全般に関する最近の事情」、一三頁。
- (43) 前掲、内田『華北事變の研究』、二四二—二四三頁。
- (44) 前掲、井上『危機のなかの協調外交』、一九六—一九七頁。
- (45) 三五年五月三〇日北平補佐官發参謀次長宛第三八四号（島田俊彦ほか解説『現代史資料八・日中戦争（一）』みず書房、一九六四年、七九頁）。
- (46) 同右。
- (47) 三五年五月三〇日北平補佐官發参謀次長宛第三八三号および三八四号（前掲、『現代史資料八 日中戦争（一）』、七八—七九頁）。
- (48) 参謀本部「支那側ノ滿洲国ニ対スル反滿抗日工作」（『支那時局報』第二七号、一九三五年五月二四日）。
- (49) 三五年六月三日漢口渡少佐發参謀次長宛（電報番号不明）（東京大学社会科学研究所所蔵「島田俊彦文書」昭和十年華北ニ於ケル日支軍交渉（二））。
- (50) 『滿洲日報』一九三五年六月七日期刊。
- (51) 三五年四月二〇日の酒井の談話（『滿洲日報』、一九三五年四月二一日夕刊）。
- (52) 『滿洲日報』一九三五年六月三日期刊。

- (53) 三四年一二月一二日在北平若杉公使館一等書記官発広田外務大臣宛第四三〇号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第三巻、文書番号二八(以下「昭和期Ⅱ―一―三」と略記)。
- (54) 関東軍参謀部「昭和十年一月大連會議ニ於ケル関東軍説明事項」(一九三五年一月三日)(昭和十年『滿受大日記(密)』十一冊ノ内其一、国立公文書館所蔵)。
- (55) 前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、七三五頁。
- (56) 三五年六月七日濟南花谷中佐發参謀次長宛(電報番号不明)(『島田俊彦文書』「昭和十年華北ニ於ケル日支軍交渉(二)」。)
- (57) 三五年六月六日南京雨宮中佐發参謀次長宛(電報番号不明)(島田俊彦文書「昭和十年華北ニ於ケル日支軍交渉(二)」。)
- (58) 三五年六月七日在北平若杉大使館参事官発広田外務大臣宛第一七四号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ―一―四上、文書番号二九八。
- (59) 『滿洲日報』一九三五年六月九日朝刊。
- (60) 陸軍の「分地合作主義」の変遷過程を詳細に実証した研究として、樋口秀実「日本陸軍の中國認識の変遷と『分治合作主義』」(『アジア經濟』第五七巻第一号、二〇一六年)がある。
- (61) 前掲、酒井『大正デモクラシー体制の崩壊』、五一頁。
- (62) 磯谷の蔣介石・国民政府認識については、前掲、戸部『陸軍「支那通」と中国国民党』および、同「日本軍人の蔣介石観」から多くの示唆を受けた。
- (63) 前掲、戸部『日本軍人の蔣介石観』、一〇六頁。
- (64) 三五年五月二七日上海大使館附武官發参謀次長宛(電報番号不明)(『島田俊彦文書』「昭和十年華北ニ於ケル日支軍交渉(二)」。)
- (65) 注(54)に同じ。
- (66) 三四年五月一九日柳川陸軍次官發西尾関東軍参謀長ほか宛第四九一号『陸満密綴』昭和九年第一九号、防衛省防衛研究所所蔵。
- (67) 前掲、安井『盧溝橋事件』、四五頁。
- (68) 注(54)に同じ。
- (69) 同右。
- (70) 「昭和史の天皇取材ノート・高橋坦」(松崎昭一氏旧蔵)、四四―四五頁。この史料は武田知己大東文化大学法学部教授から提供をうけた。
- (71) 同右、七頁。
- (72) 磯谷は高橋に「(中央軍が)完全撤兵すると決まった以上は、それをそのまま、実行した方がいいという考えだった……中央政治會議で日本の要求を完全にのむと決まっているから、何応欽の要求を聞くことはない」と語ったとされる(同右、四九頁)。
- (73) 「高橋武官ハ本件ハ我方実力及ヒ易キ北支ノ問題トシテ一応解決スルヲ得策」との見解であると報告されていた(一九三五年六月七日在北平若杉大使館参事官發広田外務大臣宛第一七四号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ―一―四上、文書番号二九九)。
- (74) 前掲、内田『華北事變の研究』、一〇九―一一〇頁の注(95)。
- (75) 以上の経緯については、前掲、井上『危機のなかの協調外交』、一九二―一九三頁を参照した。

- (76) 井上氏が陸軍中央による現地軍の統制の側面を強調するのに対して、宮田氏はそれを「一面的」な解釈とする。宮田氏は、岡村寧次参謀本部第二部長が問題を「地方化」することで「逆に現地の強硬姿勢をある程度容認することにした」としている（前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、七四三頁）。
- (77) 三五年五月三十一日在上海堀内大使館一等書記官発広田外務大臣宛第四四八号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ―一―四上、文書番号二八四。
- (78) 『東京朝日新聞』一九三五年六月一日朝刊。
- (79) 『満洲日報』一九三五年六月一日朝刊。
- (80) 三五年五月三十一日広田外務大臣発在上海堀内大使館一等書記官ほか宛第四〇五号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ―一―四上、文書番号二八二。
- (81) 『東京朝日新聞』一九三五年六月二日夕刊。
- (82) 同右。
- (83) 前掲、『現代史資料八 日中戦争（一）』、六五頁。
- (84) 外務省により修正される前の陸軍案の文言は、以下のとおりである。「本交渉の機会を利用し外務当局は全支に亘る排日的行為に関し支那側の反省を促し排日諸団体の解決を促進し其実質的転向を助長して日支懸案解決の為有利なる情勢を展開する如く至急左記処置を行ふ
一、全支に亘る排日的行為に関し南京政府に警告す
二、南京政府をして国民党部及藍衣社に対し反満抗日運動の弾圧を命令すべきを要求す」（前掲、『現代史資料八・日中戦争（一）』、六五―六六頁）。
- (85) 同右、六五―六七頁。
- (86) 前掲、井上『危機のなかの協調外交』、一九三頁。
- (87) 前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、七四六頁。
- (88) 前掲、秦『日中戦争史』、三三―三六頁。
- (89) 同右、三三頁。
- (90) 前掲、内田『華北事変の研究』、一九四頁。
- (91) 古屋哲夫氏は、塘沽停戦協定成立以降、問題の解決を現地軍主導で地方的に行う「現地解決方式」が成立し、それが以後の対中政策に決定的な影響を及ぼしていったと指摘している（古屋哲夫『日中戦争』岩波新書、一九八五年、九四頁）。
- (92) 白井勝美『日中外交史研究―昭和前期』（吉川弘文館、一九九八年）、一六一および一六五頁。
- (93) 柴山兼四郎述「日支事変の勃発前後の経緯（昭和二年五月）」（靖国神社偕行文庫所蔵）。
- (94) 前掲、宮田『英米世界秩序と東アジアにおける日本』、七四五頁。
- (95) 『満洲日報』一九三五年七月三日夕刊。
- (96) 王克敏は三五年六月一日に政整会委員長代理に就任している（前掲、安井『盧溝橋事件』、四五頁）。
- (97) 三五年六月二五日在北平若杉大使館参事官発広田外務大臣宛第二〇六号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ―一―四上、文書番号二四六。
- (98) 三五年七月七日在天津川越総領事発広田外務大臣宛第一八四号、『日本外交文書』昭和期Ⅱ―一―四上、文書番号二五三。
- (99) 前掲、内田『華北事変の研究』、一三六頁。

- (100) 内田尚孝「一九三五年、『華北事変』期における日中外交交渉の再検討―『満洲国』問題と『三原則』をめぐる日中間の対立』（『GR―同志社大学グローバル地域文化学会紀要』第一号、二〇一三年）、九四頁。
- (101) 前掲、内田『華北事変の研究』、二一四―二二五頁。
- (102) 『満洲日日新聞』一九三五年九月二日朝刊。
- (103) 『満洲日日新聞』一九三五年九月一日朝刊。
- (104) 須磨弥吉郎「停戦協定前後」（外務省外交史料館所蔵『須磨弥吉郎関係文書』、「論考集」、請求番号【一】一五）。なお同文書の執筆時期は、綿麦借款の成立（一九三三年六月四日）に関する記述があることに鑑みると、塘沽停戦協定が成立してから間もない頃であると推定される。